

浜松市建設工事執行規則の一部を改正する規則

浜松市建設工事執行規則（平成 1 3 年浜松市規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(関連建設工事の調整)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>(通則)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請負契約に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書<u>(設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)</u>に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 5 1 号)に定めるものとする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(工事工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書)</p> <p>第 1 9 条 (略)</p> <p>2 受注者は、工期が 1 月を超える建設工事については、毎月 1 0 日までに工事工程月報</p>	<p>(関連建設工事の調整)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p><u>2 市長は、受注者の施工する建設工事及び設計図書(設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)</u>に示した他の機関の発注に係る他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、<u>当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、市長の調整に従い、当該他の機関の発注に係る建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。</u></p> <p>(通則)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 請負契約に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 5 1 号)に定めるものとする。</p> <p>4～8 (略)</p> <p>(工事工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書)</p> <p>第 1 9 条 (略)</p> <p>2 受注者は、工期が 1 月を超える建設工事については、毎月 1 0 日までに工事工程月報</p>

(第9号様式)に前月末における建設工事の進捗の状況を記載し、市長に提出しなければならない。

- 3 受注者は、市長から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、当該請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

- 4 (略)

(第9号様式)に前月末における建設工事の進捗の状況を記載し、市長に提出しなければならない。

- 3 受注者は、市長から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、当該請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成28年法律第111号)第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)及び建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

- 4 (略)

(適正な労務費の確保等)

第19条の2 市長及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(法第34条第2項の規定に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

- 2 市長は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 適正な賃金をその雇用する技能者に支

払うものとする。

(2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な
労務費を直接下請負人に支払うものとする
こと。

(3) 下請負人との間で、次に掲げる事項を
約する契約を締結すること。

ア 下請負人が適正な賃金をその雇用す
る技能者に支払うこと。

イ 下請負人が労務費に関する基準を踏
まえた適正な労務費を当該下請負人が
直接下請契約を締結する者（ウにおい
て「再下請負人」という。）に支払うこ
と。

ウ 下請負人が、再下請負人との間で、
市長が別に定める事項を含む契約を締
結すること。

エ 受注者からの求めに応じて、ア及び
イの支払並びにウの契約を締結したこ
とに関する書面を提出すること。

4 市長は、受注者に対して、適正な労務費の
確保等のためその他必要があると認められ
るときは、理由を付して、相当の期間を定め
て、次に掲げる書面の提出を求めることがで
きる。

(1) 前項第1号の規定による支払に関する
書面

(2) 前項第2号の規定による支払に関する
書面

(3) 前項第3号に規定する契約を締結した
ことに関する書面

5 受注者は、前項の規定による請求があつた
ときは、同項各号に掲げる書面を提出するも

(監督員)

第20条 (略)

(工期等の変更及び費用の負担)

第27条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(受注者による工期の延長の請求)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 第27条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による工期の延長、請負代金額の変更及び市が負担する費用の額の決定に準用する。

(市長による工期の短縮の請求)

第34条 (略)

2 (略)

3 第27条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による工期の短縮、請負代金額の変更及び市が負担する費用の額の決定に準用する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

のとする。

(監督員)

第20条 (略)

(工期等の変更及び費用の負担)

第27条 (略)

2～5 (略)

6 市長は、第2項及び第3項の規定による協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条第1項に規定するあっせん若しくは調停若しくは第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

7 (略)

(受注者による工期の延長の請求)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 第27条第2項から第7項までの規定は、前項の規定による工期の延長、請負代金額の変更及び市が負担する費用の額の決定に準用する

(市長による工期の短縮の請求)

第34条 (略)

2 (略)

3 第27条第2項から第7項までの規定は、前項の規定による工期の短縮、請負代金額の変更及び市が負担する費用の額の決定に準用する。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第35条 (略)

2～5 (略)

(臨機の措置)

第36条 (略)

2～4 (略)

5 第27条第6項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

(一般的損害)

第37条 (略)

2 第27条第6項の規定は、前項ただし書の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

(不可抗力による損害)

第39条 (略)

2～5 (略)

6 第27条第6項の規定は、第3項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

(部分使用)

第44条 (略)

2・3 (略)

4 第27条第6項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

第35条 (略)

2～5 (略)

6 市長は、第4項の規定による協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第60条第1項に規定するあつせん若しくは調停若しくは第61条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(臨機の措置)

第36条 (略)

2～4 (略)

5 第27条第7項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

(一般的損害)

第37条 (略)

2 第27条第7項の規定は、前項ただし書の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

(不可抗力による損害)

第39条 (略)

2～5 (略)

6 第27条第7項の規定は、第3項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

(部分使用)

第44条 (略)

2・3 (略)

4 第27条第7項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

第55条 (略)	第55条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 <u>第27条第6項</u> の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。	4 <u>第27条第7項</u> の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する建設工事に係る請負契約について適用し、同日前に締結した建設工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

(あらまし)

この規則は、建設業法の一部改正により、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を明示する努力義務が課されたことに伴い規定の整備を行うとともに、適正な労務費の支払の確保等に係る規定の追加を行うほか、所要の整備を行うものです。